

公立大学法人名古屋市立大学

令和4年度 年度計画

公立大学法人名古屋市立大学

目次

I	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	3
	第1 教育に関する目標を達成するための措置	
	1 教育の内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置	
	2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	
	3 学生への支援に関する目標を達成するための措置	
	第2 研究に関する目標を達成するための措置	
	1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	
	2 研究の推進に関する目標を達成するための措置	
	第3 社会貢献に関する目標を達成するための措置	
	1 地域貢献に関する目標を達成するための措置	
	2 産学官連携に関する目標を達成するための措置	
	第4 国際化に関する目標を達成するための措置	
	第5 附属病院に関する目標を達成するための措置	
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	7
	第1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	
	第2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	7
	第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置	
	第2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置	
	第3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	
IV	自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	8
	第1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	
	第2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	
V	その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置.....	8
	第1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	
	第2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置	
	第3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置	
VI	予算、収支計画及び資金計画.....	10
	1 予算	
	2 収支計画	
	3 資金計画	
VII	短期借入金の限度額.....	12
	1 限度額	
	2 想定される理由	
VIII	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画.....	12
IX	剰余金の使途.....	12
X	公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項.....	13
	1 施設・設備に関する計画	
	2 積立金の使途	

※太字、下線のある年度計画は、当該年度における重点項目である。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 教育に関する目標を達成するための措置

1 教育の内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置

(1) 学士課程

[1] 学修成果の可視化等により得られたデータをもとに、学生の能動的・主体的な学修を推進する。また、三つのポリシーの点検結果に基づき、ポリシーの見直しを行う。

[2] 教養教育語学カリキュラムの見直しを引き続き行うとともに、学習支援環境 (Online SALC) の利用者増加に向けて取り組む。

(医学部)

[3] 医学教育認証評価の結果を踏まえて教育内容の改善を行う。また、医療人育成推進センター^{*1}において、IR^{*2}システムを活用して卒業生の進路把握を進める。

(※1：医師の卒前・卒後の一貫した総合人材育成のための企画・運営を行う組織)

(※2：Institutional Research：様々な情報を収集、分析することにより、学内の意思決定や改善活動を支援する取り組み)

(薬学部)

[4] 学生による自己評価ならびに授業評価をより効果的に教育に活用する方法を立案する。また、市大病院、東部・西部医療センターと連携し、薬学実務実習の内容の見直しを行う。

(経済学部)

[5] 情報教育を強化するため、引き続き情報教育プログラムを実施するとともに、検証・改善を行う。

(人文社会学部)

[6] 平成30年度に導入した新カリキュラムを改正したカリキュラムを実施する。

(芸術工学部)

[7] 全学のデータサイエンス教育との整合を図り、学部におけるデータサイエンス教育の拡充を図る。

(看護学部)

[8] 中央看護専門学校との統合に向けて、教育体制や学習環境を整備する。また、附属病院との連携による卒前教育の事業評価を実施し、新カリキュラムの形成評価を実施する。分野別認証評価については、審査方法、内容等に関する情報収集を行う。

(総合生命理学部)

[9] 卒業研究における発表形式、評価方法等を改善する。また、学部設置から4年間の学部教育の検証を行う。

(2) 大学院課程

(大学院教育の質の確保)

[10] 教学マネジメント基本方針に基づく教育内容の点検を引き続き実施するとともに、FD活動を充実させ、大学院教育の質の向上を目指す。

(高い専門性を持った研究者や高度専門職業人の育成)

[11] 他大学との交流などにより大学院教育の充実を図る。医学研究科においては、東部・西部医療センターに勤務する教員の大学院教育及び研究指導への参加を促進する。

(大学院教育の国際化の一層の推進)

[12] 環境健康安全学大学院プログラムへの受け入れを進める。また、オンラインを含め、国際シンポジウム等での学生の研究発表を支援する。

(学際的視点を備えた人材の育成)

[13] 複数の研究科間における単位互換を引き続き実施するとともに、他大学との新たな単位互換について協議を行う。

(3) 入学者選抜

(学部入試)

[14] 入試結果の分析及び入学者の追跡調査による検証を行い、令和5年度に実施する入試について方法等を改善する。

(大学院入試)

[15] 学力等の質を維持しつつ適正な入学定員充足率を確保するため、大学院入試の広報を拡充するとともに、入試結果の分析・検証を行い、令和5年度に実施する入試について方法等を改善する。

2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(1) 教育実施体制

[16] 一般教養科目について、引き続きカリキュラムの検証及び改正を行う。

[17] 経済的支援とキャリアパス支援により、博士課程に進学する優秀な人材の確保を図る。また、医薬学総合研究院において共同研究・教育を推進する。

[18] 都市政策研究センターでの研究・調査・分析の成果を教育として還元するため、同センターと大学院都市政策コースとの連携を深める取り組みを行う。

[19] 実務家教員養成プログラムの受講生を受け入れるとともに、修了生に対する継続的な学びの機会を提供する。

[20] 令和5年4月のデータサイエンス学部（仮称）設置に向けた情報発信、学生募集を行う。また、学生の受け入れ体制を整えるための準備を進める。併せて、全学データサイエンス教育を実施する。

(2) 教育環境

[21] 魅力ある大学施設を実現するため、教育に関するキャンパス整備の基本計画を策定する。

[22] 学修成果の可視化を進めるための情報基盤の整備及び更新を行う。

(3) 教育の質の改善のためのシステム

[23] 教学IRの推進により、学生の学修データ等の分析を行う。また、FD・SD活動

を効果的に実施する。

3 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 〔24〕 多様な学生からのニーズに応じたサポート体制の充実を図るとともに、経済的支援について国の動向を踏まえて検討し、必要な支援を実施する。
- 〔25〕 社会情勢や就職活動時期の変更などの動向を踏まえ、適切かつ有効な支援を検討し、実施する。また、オンラインも活用し、低年次向け支援を拡充する。
- 〔26〕 自主的な社会貢献活動を促進するため、顕著な活動について表彰するほか、学内外において活動を行っている団体相互の連携強化を図る。また、社会情勢に応じた活動支援を行う。

第2 研究に関する目標を達成するための措置

1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準

- 〔27〕 研究・産学官連携推進機構会議において、強みとなる研究分野について拠点化の支援を行うなど戦略的に研究施策を推進する。

(2) 研究成果の発信と還元

- 〔28〕 社会ニーズの高い研究を推進し、その研究成果を様々な情報媒体を活用して社会へ発信・還元する。

2 研究の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 研究活動の推進

- 〔29〕 国等の大型競争的資金及び科学研究費助成事業への申請について、分野横断的な研究体制の構築など、積極的な支援を行う。

(2) 研究基盤の強化

- 〔30〕 戦略的に研究機器の整備を進めるとともに、学内外の共同利用を推進するなど、研究環境の充実を図る。

(3) 研究費の戦略的配分

- 〔31〕 研究関連経費を戦略的に配分し、最先端研究の活性化の促進や社会ニーズの高い学際的研究を支援する。また、国等の大型競争的資金を獲得した研究者にインセンティブを与える。

(4) 次世代を担う若手教員・女性教員の研究支援

- 〔32〕 特別研究奨励費等の活用により、若手教員・女性教員の研究活動を支援する。また、若手教員・女性教員からの意見を反映した研究支援施策を実施する。

第3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

1 地域貢献に関する目標を達成するための措置

- [33] 魅力的な公開講座の企画・運営等を行うとともに、書籍の出版や積極的な情報発信など社会貢献活動を推進する。
- [34] 名古屋市教育委員会との教員の人事交流により高校と大学との学びのギャップ解消に取り組む。また、中学生を対象とした事業の改善を図る。

2 産学官連携に関する目標を達成するための措置

- [35] 産学官共創イノベーションセンターを中心に、研究成果の活用を図るため技術移転活動を推進する他、相談体制等について検証を行う。
- [36] 発明導出の強化、知的財産の保護・活用に加え、企業ニーズの把握により産学連携を推進するとともに、知的財産の権利化や大学発ベンチャー企業支援のあり方について検討する。また、外部機関と連携し、起業家育成・支援に関する方策を実施する。

第4 国際化に関する目標を達成するための措置

- [37] 国際化推進プランを各部局において実施するとともに、オンラインも活用して大学間交流協定の締結及び拠点校の設置を促進する。
- [38] 新たに自己啓発支援制度を設け、職員の語学能力向上につながる機会を確保する。
- [39] 新たな海外拠点校候補の検討・交渉を行うとともに、留学生の受入環境の整備・協定校からの受入拡大を目指す。
- [40] オンラインも含めた留学プログラムを充実させるなど、研修等の参加者の増加を図る。
- [41] 特別研究奨励費の活用により、国際化基本方針及び部局ごとの国際化推進プランに沿って国際シンポジウム等への支援を行うとともに、海外研究者との共同研究を促進する。
- [42] 多文化共生の推進に係る地域貢献の機会の提供、情報発信を行う。

第5 附属病院に関する目標を達成するための措置

- [43] 医療を取り巻く環境の変化を見据え、各病院の特長を踏まえるとともに、経営状況に鑑みつつ体制の整備と、設備機器及び医療機器の更新を計画的に進める。また、令和5年度の更新計画を策定する。
- [44] 東部医療センターは感染症拡大の場合において、必要な対応を行う。西部医療センターは、患者の治療の選択を拡大させる陽子線治療を提供するとともに、セミナー開催・広報紙発行等による広報活動に努め利用促進を図る。
- [45] 救急、高度・専門医療などの病院の特長を踏まえた医療事故の予防策の検討や情報共有を推進する。市大病院は、医療の質を高めるための臨床指標策定と評価を実施していく。東部・西部医療センターは、特定機能病院に準じた仕組みづくりに取り組む。
- [46] 3病院が連携し、質の高い臨床研究実施に向け、体制強化、教育、臨床研究支援、

先進医療、患者申し出療養、新規企業治験の実施及び医療ビッグデータの活用について検討を実施する。

[47] 行政や支援機関と協力し、医療機器開発に関連する研修会等の開催、企業等が行う医療現場の情報収集への支援、医療従事者のニーズシーズ発掘を行うなど、企業及び医療従事者の機器開発及び補助金申請を支援する。

[48] 外国人患者の動向を踏まえつつ、より医療が受けやすい環境を継続的に整備していく。

[49] 市大病院は、救急・災害医療センター（仮称）の整備工事に着手する。東部医療センターは救命救急センターとして、重篤かつ緊急性の高い救急患者を引き続き受け入れる。西部医療センターは、内科を中心に小児科・産婦人科等の二次救急医療を実施するとともに、心肺機能停止患者の救急受け入れに向けた取り組みを進める。

[50] 市大病院は、オンラインによる研修会の実施等により、在宅医療・看護・介護と連携し、地域包括ケアシステムの運用を推進する。東部・西部医療センターは、地域医療支援病院として在宅医療・介護連携を支える後方支援の役割を果たし、地域医療連携を推進する。

[51] 3病院が一体となって人材育成を行えるよう、人材育成を所管する組織・事務体制の整備に着手する。

[52] 令和4年度の診療報酬改定に適切に対応する。また、医薬品や医療材料、試薬の価格交渉、共同購入等をはじめとする経費削減策を実施する。

[53] 3病院において、経営改善策を検討する会議を開催し、その検討・実施内容を共有し、さらなる経営改善につなげる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

[54] 名古屋市立緑市民病院、名古屋市厚生院附属病院の大学病院化に向け、体制の整備など着実に準備を進める。

[55] 大学・病院職員の採用試験の実施方法、育成方針を見直すとともに、職員の能力向上に資する取り組みを行う。

第2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

[56] 業務の合理化、省力化、定型業務の自動化に向けた取り組みを拡充し、組織的に実施するとともに、職員のスキルアップの機会を設ける。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置

[57] 第三期中期計画で新しく設定した財務関係指標について、予算・決算を説明する際に分析結果を示し、学内の各種会議等を通じて全学的に共有を図る。

〔58〕 月次決算について、前年度比較も含めた分析を行うとともに、契約業務の適切な実施等を目的とした職員研修を定期的に開催する。

第2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置

〔59〕 実習関連経費について、受益者負担の観点に立った自己負担化を進める。

〔60〕 自己収入を向上させるため、自動販売機等の設置の公募条件等を見直し、多様な事業者の参入促進を図る。

〔61〕 各同窓会と連携をとり、同窓生に寄附を働きかけるとともに、イベント開催時に保護者や市民向けにパンフレットを配布するなど、寄附の獲得に取り組む。

〔62〕 業務委託の集約化等、費用対効果の観点から常に業務の見直しを進め、一般管理費の伸びの抑制等に努める。

第3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

〔63〕 施設一時貸付について、適切な評価のもと、適正な料金となるよう施設貸付料金の調査を行うとともに、既存施設の利活用を検討するなど、効率的な資産運用に努める。

IV 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

〔64〕 認証評価を受審し、実地調査等に対応する。また、業務実績に対する法人評価、第三期中期見込評価の結果等を改善活動に活用する。

第2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

〔65〕 新学部の開設に向けて本学の特長をPRするとともに、ウェブサイトやプレスリリースなど、適切かつ有効なメディアを活用し、大学広報を推進する。

V その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

第1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

〔66〕 魅力ある大学施設を実現するため、キャンパス整備の基本計画を策定するとともに、老朽化施設・設備に対処する修繕・更新工事等を行う。

第2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置

〔67〕 環境憲章で定めた、人材育成や省エネ、環境保全活動の公表など7つの基本方針の実現のため、基本方針の各項目について策定したアクションプランに取り組む。

〔68〕 業務継続計画に基づく講習・訓練を実施するとともに、同計画のブラッシュアップを行い、研修を通じて意識の向上を図る。

〔69〕 安心・安全な情報環境を維持するため、事務系ネットワーク機器更新の仕様の素案を作成する。

[70] ハラスメント相談員・対策委員向け研修や役職者向け研修を実施するなど、ハラスメント防止への意識を向上させることにより、就業環境の改善を促進する。

[71] 子育てや介護を抱える教職員の就業環境の整備をより一層促進するとともに、上位職における女性教職員の割合を高めるための取り組みを行う。

第3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置

[72] 「倫理推進月間」における啓発活動や研修等を通して、教職員のコンプライアンス意識を醸成する。また、内部統制システムを適切に運用するとともに、内部監査を実施し、その結果に基づいて改善のための対策及び措置を行う。

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

令和4年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,156
自己収入	69,660
授業料、入学金及び検定料収入	2,744
附属病院収入	63,465
雑収入	3,451
施設整備費等補助金等	3,565
長期借入金収入	3,488
受託研究収入等	3,110
目的積立金取崩等	378
計	90,357
支出	
業務費	77,171
教育研究経費	3,045
診療経費	35,484
人件費	38,642
一般管理費	1,424
施設整備費	6,736
長期借入金償還金	1,296
受託研究費等	3,110
計	89,738

※計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しない場合がある。

2 収支計画

令和4年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	85,266
経常費用	84,453
業務費	78,328
教育研究経費	3,148
診療経費	34,431
受託研究費等	1,738
人件費	39,011
一般管理費	1,511
施設整備費	162
財務費用	25
減価償却費	4,427
臨時損失	813
施設整備費	813
収入の部	85,295
経常収益	84,483
運営費交付金収益	9,692
授業料等収益	2,818
附属病院収益	63,465
受託研究収益等	2,683
施設費収益	90
雑益	4,036
資産見返負債戻入	1,699
臨時利益	812
施設費収益	812
純利益	29
目的積立金取崩益等	186
総利益	216

※計数については、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と合致しない場合がある。

3 資金計画

令和4年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	89,738
業務活動による支出	79,826
投資活動による支出	8,615
財務活動による支出	1,296
資金収入	90,357
業務活動による収入	83,303
運営費交付金による収入	10,156
授業料、入学金及び検定料による収入	2,744
附属病院収入	63,465
受託研究収入等	3,110
その他の収入	3,449
目的積立金取崩等収入	378
投資活動による収入	3,565
財務活動による収入	3,489

※計数については、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計と合致しない場合がある。

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 限度額

30 億円

2 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要な対策費として借り入れすること。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

X 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
<ul style="list-style-type: none"> ・設備の更新 ・老朽化した施設の改修等 ・施設の有効活用のための改修 ・救命救急センター・災害拠点病院としての機能強化 ・医療機器の更新 ・東部医療センター旧棟取り壊し等 	総額 6,736	運営費交付金 (300) 施設整備費等補助金 (2,944) 長期借入金収入 (3,488) 診療収入 (4)

2 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。